

第 3 回 協 議 会

香川県大規模氾濫等減災協議会

香川県大規模氾濫等減災協議会 第3回協議会資料 目次

1	規約の改正	P 1
2	地域の取組み方針の進捗状況	P 5
	(1) ダム下流河川の浸水想定図	P 7
	(2) 防災重点ため池について	P 9
	(3) 高潮浸水想定区域	P 10
	(4) 市町の避難訓練	P 13
3	要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進	P 15
	(1) 避難確保計画作成等に関する取組及び進捗状況	P 16
	(2) 講習会プロジェクトについて	P 21
	(3) その他の取組について	P 23
4	水害・土砂災害危険性の周知について	P 28
	(1) 水害危険性の周知促進	P 29
	①危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの増設方針	P 29
	②水位周知河川の拡充	P 36
	③危険水位の設定	P 40
	(2) 土砂災害危険性の周知促進	P 41
	①2巡目基礎調査実施予定	P 41
	②土砂災害警戒区域等の公表・指定・周知方法	P 46
	(3) 内水被害対策	P 48
	(4) 災害リスクの現地表示	P 49
	(5) メディアと連携した取組み	P 58
5	総合的な治水対策について	P 61
6	その他	P 65

1 規約の改正

1 規約の改正

香川県大規模氾濫等減災協議会規約

(幹事会)

第5条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、各種検討等を行う。

2 幹事会は、別表2の組織に属する者をもって構成する。

3 幹事会は、第1項に規定する事項を行うために必要な者を幹事会に参加させることができる。

4 幹事会は、全体会のほか、県内地域毎に開催することができる。

別表2【改正前】

市町関係

高松市 危機管理課
丸亀市 危機管理課
坂出市 危機管理室
善通寺市 防災管理課
観音寺市 危機管理課
さぬき市 危機管理室
東かがわ市 危機管理課
三豊市 危機管理課
土庄町 総務課
小豆島町 総務課
三木町 総務課
直島町 総務課
宇多津町 危機管理課
綾川町 総務課
琴平町 総務課
多度津町 総務課
まんのう町 総務課

国関係

国土交通省四国地方整備局 香川河川国道事務所工務第一課
気象庁高松地方气象台

県関係

香川県土木部河川砂防課
香川県危機管理総局危機管理課
香川県農政水産部土地改良課
香川県土木部及び農政水産部の出先機関

1 規約の改正

別表2 【改正案】
市町関係

市町名	水防担当	災害復旧担当		消防担当	
		土木系統	土地改良系統	消防団担当	消防本部
高松市	危機管理課	河港課	土地改良課	高松市消防局 総務課	高松市消防局 消防防災課
丸亀市	危機管理課	建設課	農林水産課	丸亀市消防本部 総務課	丸亀市消防本部 防災課
坂出市	危機監理室	建設課	産業課	坂出市消防本部 庶務課	坂出市消防本部 予防課
善通寺市	防災管理課	土木都市計画課	農林課	善通寺市消防本部消防総務課	
観音寺市	危機管理課	建設課	農林水産課	危機管理課	三観広域行政組合消 防本部消防防災課
さぬき市	危機管理課	都市整備課	農林水産課	危機管理課	大川広域消防本部 警防課
東かがわ市	危機管理課	建設課	農林水産課	危機管理課	大川広域消防本部 警防課
三豊市	危機管理課	建設港湾課	土地改良課	危機管理課	三観広域行政組合消 防本部消防防災課
土庄町	総務課	建設課	農林水産課	小豆地区消防本部消防防災課	
小豆島町	総務課	建設課	農林水産課	小豆地区消防本部 東消防署	小豆地区消防本部 消防防災課
三木町	総務課	土木建設課	産業振興課	総務課	高松市消防局 消防防災課
直島町	総務課	建設経済課		総務課	—
宇多津町	危機管理課	地域整備課		危機管理課	—
綾川町	総務課	建設課	経済課	総務課	高松市消防局 消防防災課
琴平町	企画防災課	地域整備課	農政課	企画防災課	仲多度南部消防組合 消防本部警防課
多度津町	総務課危機監理室	建設課	産業課	多度津町消防本部 総務係	多度津町消防本部 警防係
まんのう町	総務課	建設土地改良課		総務課	仲多度南部消防組合 消防本部警防課

国関係

国土交通省四国地方整備局 香川河川国道事務所工務第一課 気象庁高松地方气象台
--

県関係

香川県土木部河川砂防課
香川県土木部港湾課
香川県土木部下水道課
香川県危機管理総局危機管理課
香川県農政水産部土地改良課
香川県土木部及び農政水産部の出先機関

地域の取組み方針の拡充に伴う、幹事会の構成員の変更について

○いただいた意見（市町：第5回幹事会）

- ・市町の下水道、港湾担当部署を構成員として追加してはどうか。
- ・水道企業団を構成員として追加してはどうか。

○対策案

- ・今回の改正案において、市町関係では、災害復旧担当、消防担当を追加し、県関係では、港湾課、下水道課を追加している。
- ・下水道、港湾、水道、福祉、教育等の関係者について、現時点では、市町と県、または市町内での連携としたい。なお、状況により不都合が生じた場合は、構成員として追加を行う。

2 地域の実施方針の進捗状況

2 地域の取組み方針の進捗状況

「地域の取組み方針」進捗状況とりまとめ

各機関における取組み状況を共有する。

また、習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行う。

香川県における豪雨災害の軽減に向けた地域の取組み方針

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組み (27項目)

- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
- ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
- ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

(2) 被害軽減の取組 (7項目)

- ① 水防体制の強化に関する事項
- ② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 (1項目)

(4) 防災施設の整備等 (7項目)

2 地域の取組み方針の進捗状況

(1) ダム下流河川の浸水想定図

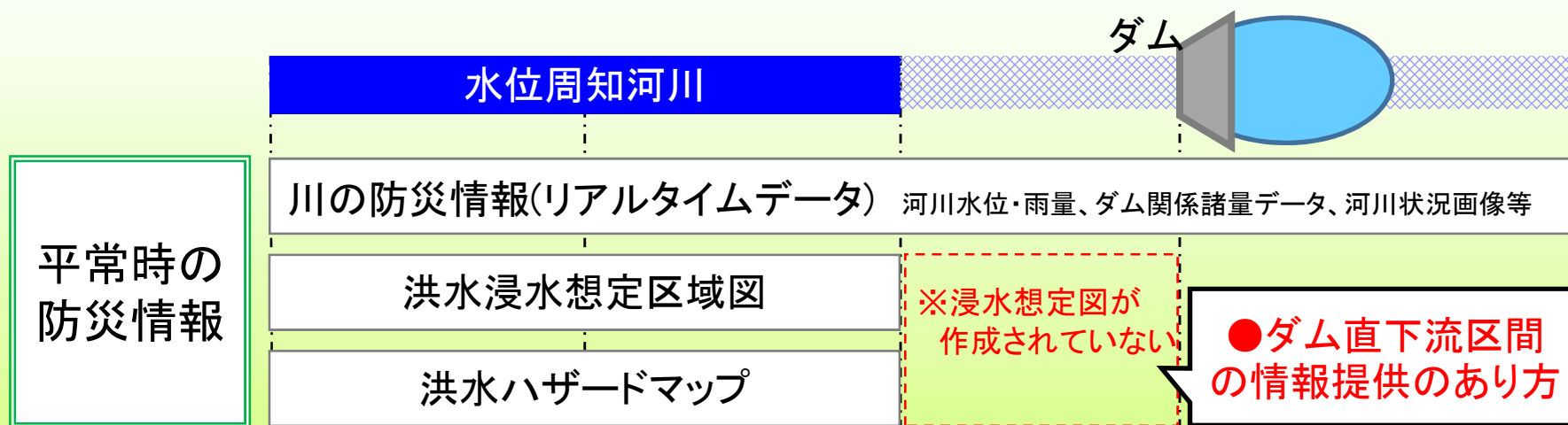
課題

現在、作成している洪水浸水想定区域図は、水位周知河川等として指定された区間の区域図です。今後県では、ダム直下についても浸水想定図を作成していく予定です。(土木部で管理している15ダム)

平常時からの情報提供 ～認識の共有～

課題

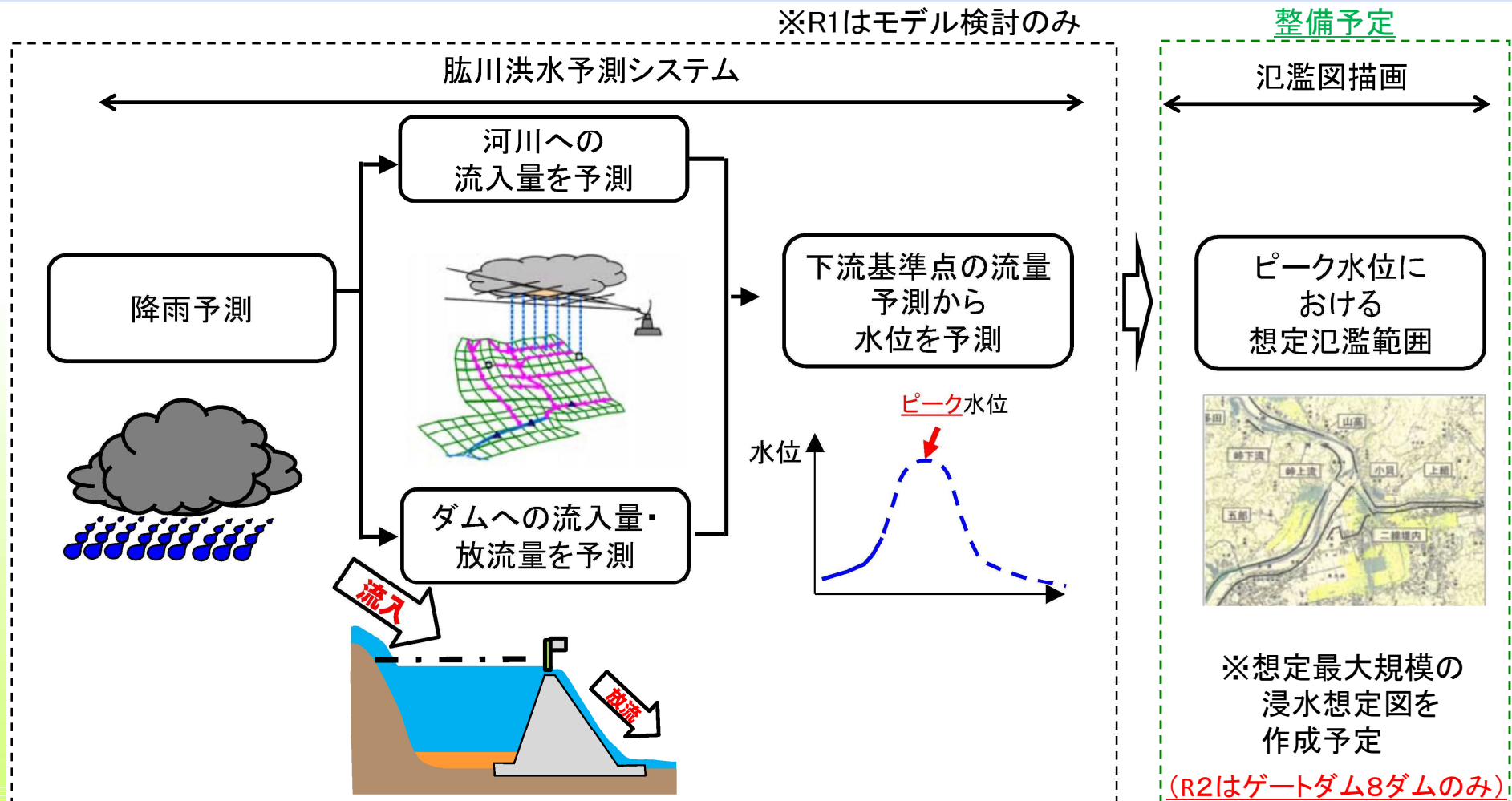
・ダム下流河川における浸水想定図が作成されていないなど、リスク情報が住民等に十分に周知されていないこと



出典:国土交通省水管理・国土保全局「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて(提言)」
(https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/chousetsu_kentoukai/pdf/sankoushiryou.pdf)を加工して作成

2 地域の取組み方針の進捗状況

■今年度以降、ダム下流河川の浸水想定図を作成していく予定(R2はゲートダム8ダム)



出典：四国地方整備局(<http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyounoba/kensyounoba.html>)を加工して作成

(2) 防災重点ため池について

【防災重点ため池の再選定について】

国は、平成30年7月豪雨を受け、ハード・ソフト対策を取りまとめた「今後のため池対策の進め方」を示すとともに、防災重点ため池の選定基準の見直しを同年11月に行いました。このため本県では、各市町と協力して再選定を行った結果、防災重点ため池数は、従来の289箇所から5,849箇所となりました。

【今後のため池対策について】

○緊急連絡体制の整備について

現在、市町において、全ての防災重点ため池を対象に、ため池管理者、市町、県、消防、警察等を含めた緊急連絡網の作成が進められており、今後、緊急時の迅速な対応に役立てることとしています。

○浸水想定区域図・ハザードマップの作成について

現在、市町において、全ての防災重点ため池を対象に、浸水想定区域図の作成が進められております。さらに今後は、決壊した場合の影響度等を踏まえて、各市町が必要に応じてハザードマップを作成し、住民に周知することとしています。

【県水防計画について】

今回、県水防計画の見直しにあたっては、防災重点ため池の取扱いを踏まえて各市町に選定作業を依頼し、現在取りまとめを行っております。今後、各市町の水防計画と整合を図りながら、令和2年度の県水防計画を策定しました。なお、水防計画に位置付けられたため池については、各市町が水防管理者として重点監視等の水防活動を行う必要があります。

2 地域の実施方針の進捗状況

(3) 高潮浸水想定区域（令和2年度末に指定予定）

① 水防法の改正の概要

◆ 水防法等の一部を改正する法律

平成27年5月13日成立、5月20日公布、7月19日施行

背景・必要性

○ 近年、洪水のほか内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発

改正の概要

※多発する浸水被害への対応を図るため、ハード・ソフトの両面からの対策を推進する。

想定し得る最大規模の高潮への対策[ソフト対策]

- ▷ 海岸の水位により浸水被害の危険を周知する制度を創設
- ▷ 想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を創設

2 地域の取組み方針の進捗状況

(3) 高潮浸水想定区域（令和2年度末に指定予定）

② 高潮の水位周知制度について

・水防法改正に伴い、高潮に対する水位周知制度を創設。

	高潮	洪水(参考)
根拠法令	水防法第13条の3	水防法第13条
指定対象	相当の損害が生じる恐れがある海岸 ※水位周知海岸	相当の損害が生じる恐れがある河川 ※水位周知河川
指定権者	都道府県知事	国土交通大臣 都道府県知事 ※それぞれの管理者が指定
基準水位観測所	潮位計	水位計
基準水位	氾濫危険水位 (高潮特別警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
通知先等	水防管理者、関係市町、量水標管理者、報道機関、一般住民 (市町を通じて)地下街等、要配慮者施設、大規模工場等	
通知方法	FAX、メール等	FAX、メール等
発表情報	氾濫危険情報 氾濫発生状況	氾濫注意情報、氾濫警戒情報、 氾濫危険情報、氾濫発生情報

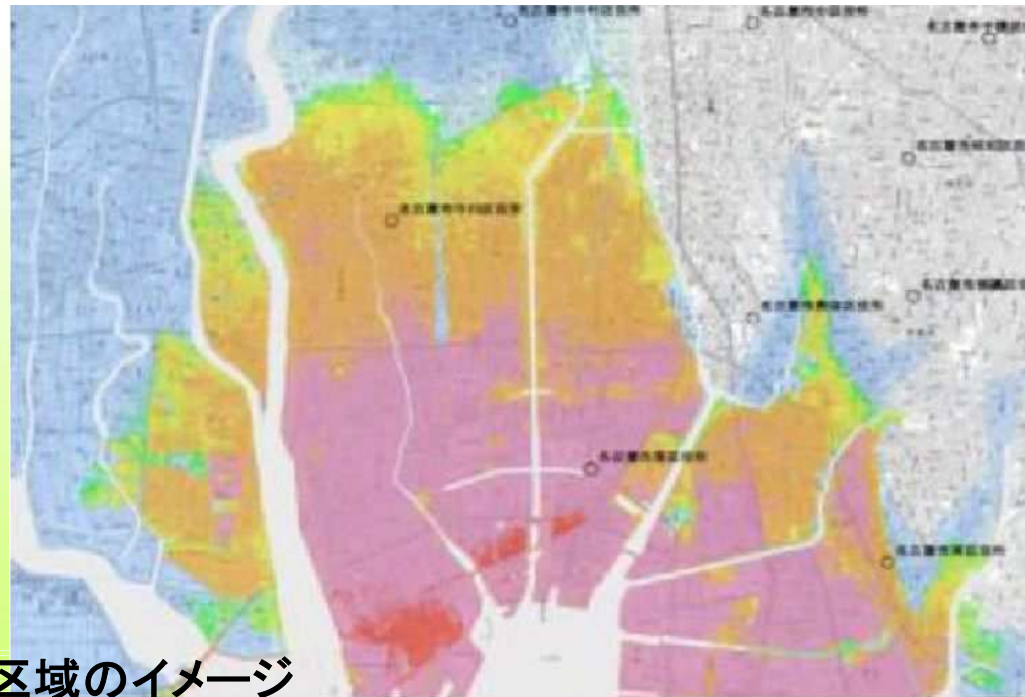
2 地域の実施方針の進捗状況

(3) 高潮浸水想定区域（令和2年度末に指定予定）

③ 高潮に係る浸水想定区域の指定について

- ・想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に想定される区域を高潮浸水想定区域として公表。（水防法第14条の3）

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、被害軽減を図る



高潮浸水想定区域のイメージ

出典：国土交通省HPより

2 地域の取組み方針の進捗状況

(4) 市町の避難訓練



社会情勢の変化に基づき、
実施の判断をお願いします。

香川 県 知 事 殿

国水環防第25号
令和2年3月5日

国土交通事務次官



令和2年度「水防月間」の実施について

水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、本年も5月（北海道にあっては6月）を「水防月間」と定め、別添実施要綱により実施いたします。

同要綱に掲げる活動を強力に展開し、十分な成果が挙げられるよう努めていただくとともに、貴管下の水防管理団体に対しても貴職からその旨を周知していただくことをお願いいたします。

なお、効果的な広報活動の推進に資するため、活動の実施状況を別途報告していただきますのでご協力をお願いいたします。

(2) 水防訓練等の実施

- ① 水防管理団体等は、河川管理者をはじめ警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力した洪水時における相互の連携による水防体制の強化、水防団・消防団の水防工法・技術の習得・向上、住民の水防に関する基本的考え方の普及や水防意識等の高揚を図るため、水防訓練を実施すること。
- ② 水防管理団体等は、河川特性、流域特性、実際の水防活動の経験談等を関係者間で共有するとともに、河川の特性を踏まえた水防工法訓練や、水防に関する新技術の普及、導入に努めること。
- ③ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際しては、将来の水防の担い手となる小学校児童や中高大学生を含む多くの地域住民、建設会社を含む企業、NPO等に参加を呼び掛けるとともに、複合災害等も想定した実践的な訓練となるよう努めること。
- ④ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、特に災害時の協定を締結している建設業者・建設関連業者等の参加を促すとともに、建設機械の展示や乗車体験等、建設業者を身近に感じられる取組を行うなど、将来、水防協力団体の指定につながる建設業者等と水防管理者の連携・協力関係の構築を図ること。
- ⑤ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、大規模水害を想定した情報伝達、水害対応タイムラインに基づく水防活動（水防団員自身の退避等の安全管理行動を含む）、水防団・水防協力団体・自主防災組織・福祉関係者等による住民への避難の呼びかけや避難誘導など、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑥ 水防管理団体等は、洪水等による水災時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップ等を活用した住民参加による避難訓練を実施すること。
なお、訓練は、可能な限り高齢者や障害者等の要配慮者本人の参加を得て実施するとともに、夜間の避難等も想定して避難経路上の危険箇所の確認を行うなど、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑦ 水防管理団体等は、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等が行う、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水防止のための訓練の支援に努めること。
- ⑧ 水防管理団体等は、必要に応じ水防専門家派遣制度を活用し、水防に関する高度な知識及び技能の習得が図られるよう水防研修会等における講義、討論、実習等研修内容の充実に努めること。

2 地域の取組み方針の進捗状況

(4) 市町の避難訓練

消 防 災 第 17 号
国 水 砂 第 76 号
令 和 2 年 2 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
各都道府県砂防主管部長 殿

消 防 庁
国民保護・防災部 防災課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課長



社会情勢の変化に基づき、
実施の判断をお願いします。

土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

防災行政及び砂防行政の推進について、平素より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。さて、令和元年においても全国各地で土砂災害が発生し、その発生件数は昭和 57 年から集計を始めて以来 4 番目に大きな数となりました。特に、台風第 19 号による豪雨災害では、土砂災害による死者・行方不明者が 19 名にのぼるなど甚大な被害が発生しました。

一方で、近年土砂災害が発生した地域において、住民や家族の呼びかけにより避難し人的被害を免れた事例や、日頃から避難訓練を実施していた要配慮者利用施設において人的被害を免れた事例など、家族・地域のつながりや平時からの訓練が効果的に働いた事例の報告を頂いています。

これらを踏まえ、昨年より「避難の声かけ、安全の確認」をキーワードに、地域が声をかけあう実効性のある避難訓練の実施を促進しているところです。

貴職におかれましても、6 月の土砂災害防止月間を中心に、声をかけあう避難訓練の実施やその状況把握について管内市町村に呼びかけるとともに、貴都道府県としても、防災部局と砂防部局が一体となり関係機関と連携して防災訓練を実施するようお願いいたします。

国土交通省の調査によると、管内に土砂災害警戒区域が存する市町村のうち、土砂災害を対象とした避難訓練を令和元年に実施していない市町村は約 2 割に及んでおります。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下、「土砂災害防止法」という。）第 3 条に基づく土砂災害防止対策基本指針（平成 29 年 8 月 10 日国土交通省告示第 752 号）四 1 において、避難訓練を毎年 1 回以上実施すること、市町村は関係行政機関と連携し実践的な避難訓練を実施すること、土砂災害警戒区域の住民等が主体となって実施するように促すとともに支援することなどを求めています。以上を踏まえて、令和 2 年度の避難訓練は、土砂災害警戒区域が存する市町村においては、土砂災害警戒区域内の住民等を対象に少なくとも年 1 回確実に実施していただくよう特段のご配慮をお願いします。

なお、令和元年度から、市町村の防災訓練の実施に要する経費については、地方交付税措置が拡充されております。

また、平成 29 年 6 月 19 日の土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられたことを踏まえ、要配慮者利用施設と連携した訓練の実施についてもご配慮いただきますようお願いいたします。

**3 要配慮者利用施設における避難確保
計画作成・避難訓練実施の促進**

3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

(1) 避難確保計画の作成等に関する取組及び進捗状況

要配慮者利用施設における 避難計画の作成及び避難訓練の実施 (No. 6)

国・都道府県

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を
洪水浸水想定区域等として指定 (水防法第14条等)

土砂災害のおそれがある区域を**土砂災害警戒区域等**
として指定 (土砂災害防止法第7条等)

市町村

地域防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る
必要がある**浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の**
要配慮者利用施設を記載 (水防法第15条) (土砂災害防止法第7条等)

要配慮者利用施設の管理者等

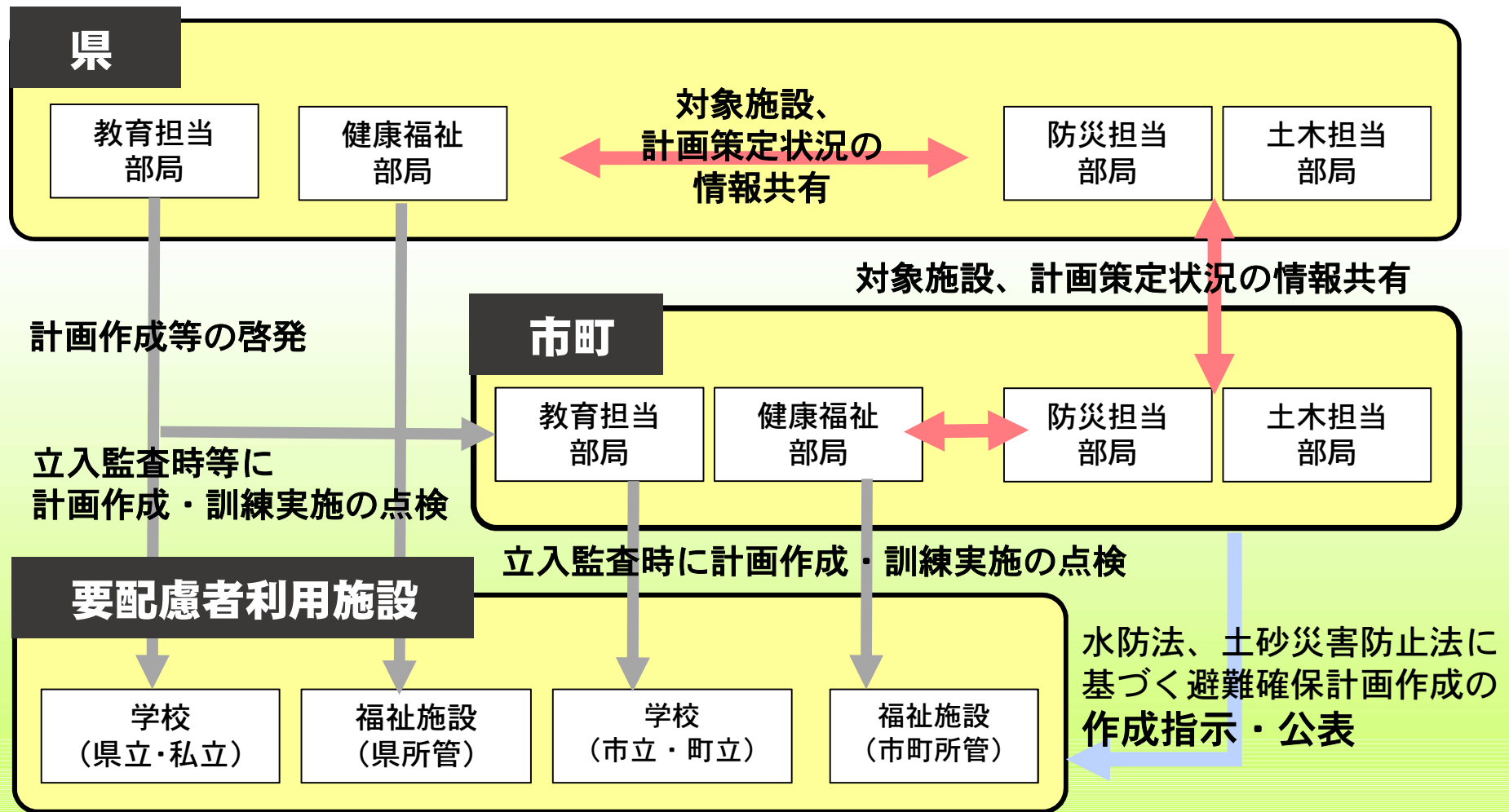
避難確保計画の作成、訓練の実施
自衛水防組織の設置 (努力義務) (水防法第15条の3) (土砂災害防止法第8条等)

平成29年6月法改正
により義務化

3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

避難確保計画作成等の促進のための取組み

各関係者が連携して対象施設への点検・啓発を実施



3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

施設の避難確保計画の作成促進のための取組み

本県では、下記の会議を通じて関係機関が情報共有することで、各種取組を円滑に実施できる体制を整えている。

①大規模氾濫等減災協議会

参加機関：市町の防災担当部局、土木担当部局

②情報連絡会

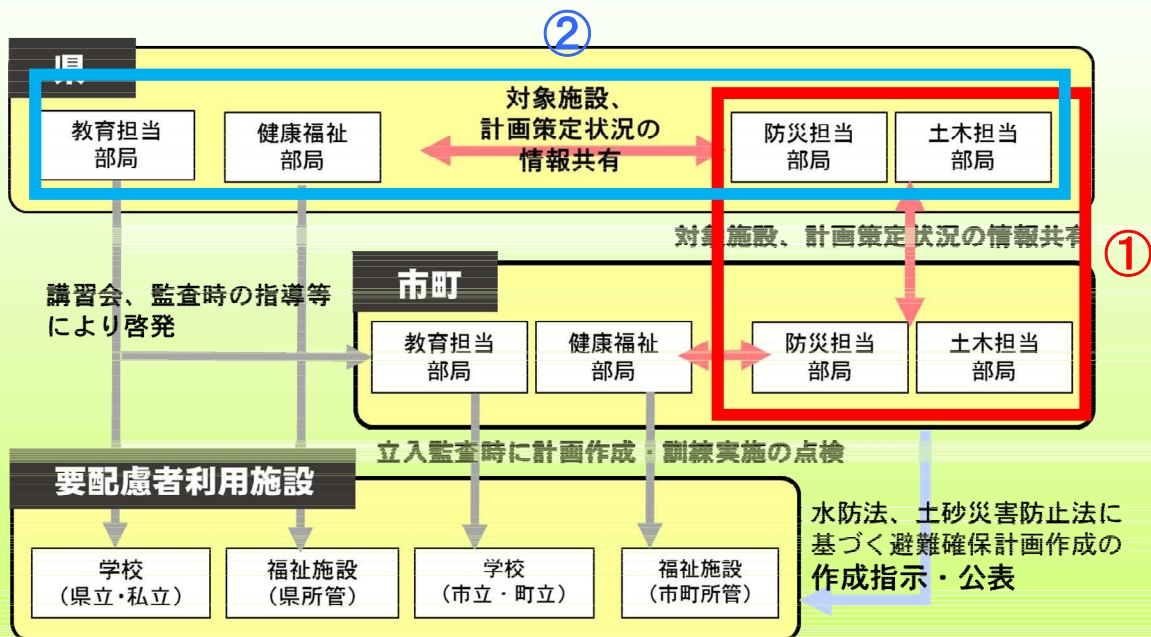
参加機関：県の教育担当部局、健康福祉部局、医療関係部局



①大規模氾濫等減災協議会



②情報連絡会

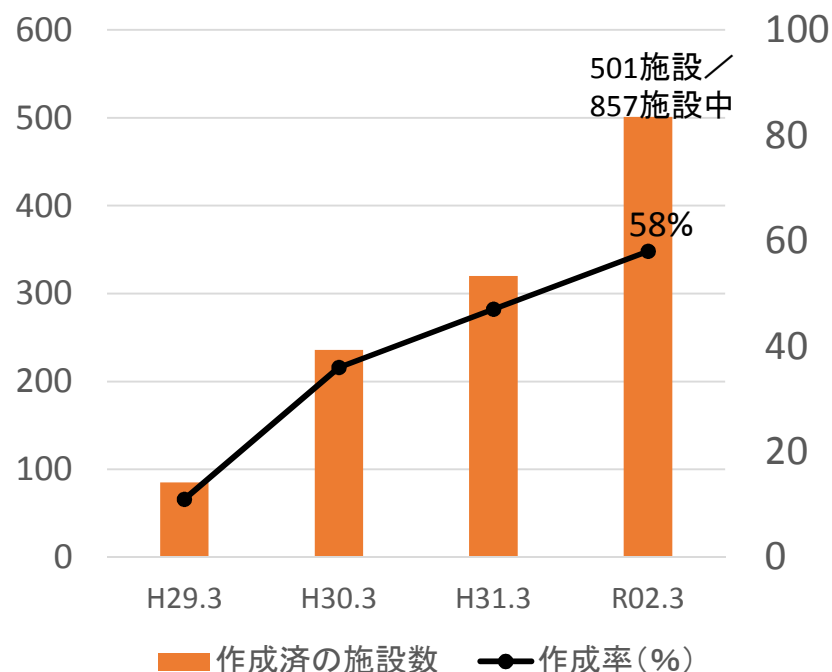


3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

香川県における要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

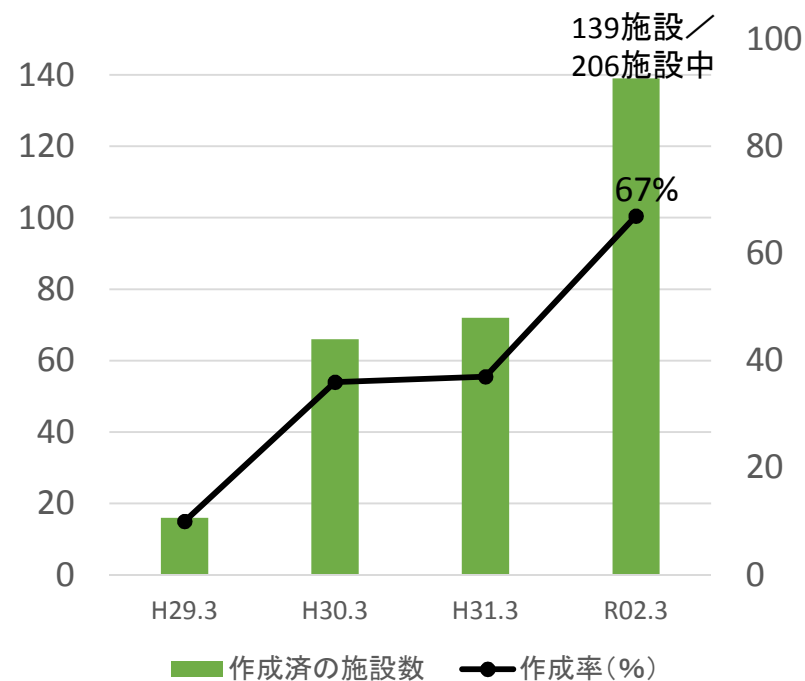
洪水浸水想定区域関係

避難確保計画作成状況の推移
(浸水想定区域内)



土砂災害警戒区域関係

避難確保計画作成状況の推移
(土砂災害警戒区域内)



※数値は速報値であり、精査により変動することがある。

3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

【県の取組】 各種出前講座やパンフレットの配布

各種出前講座

施設管理者や施設の監査担当者を対象とした研修会等の情報を収集し、出前講座を実施している。

- 施設管理者（学校関係の防災担当等）を対象とした研修会
主催機関：市の防災担当部局、県の教育担当部局
- 施設の監査担当者（医療関係）を対象とした研修会
主催機関：県の健康福祉部局
- 市町の要配慮施設担当者を対象とした研修会
主催機関：県の健康福祉部局



講習会の状況

避難確保計画作成に関する パンフレットによる支援

市町による講習会や個別の説明等に活用できるよう、施設管理者向けのパンフレットを令和元年度に作成し、市町に配布している。

県でも各部局への研修会等において活用している。



(主な内容)

- 法律改正の経緯、内容
- 計画の提出先
- 参考となる資料の紹介



パンフレットの内容

3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

(2) 講習会プロジェクトについて

令和元年度は高松市において、施設管理者向けの講習会を実施

【概要】

1. 開催日時: 令和2年1月27日、29日、31日(1時間半の講習を計6回開催)
2. 開催機関: 高松市総務局危機管理課
3. 開催場所: 高松市防災合同庁舎
4. 対象者: 市内の施設管理者 189人
5. 主な内容
 - ・防災気象情報の活用について (高松地方気象台)
 - ・水防法の改正等について (県河川砂防課)
 - ・避難確保計画の作成について (高松市)
6. 講習会で工夫した点
 - ・国が作成している雛形を用い、効率的な作成方法を紹介
 - ・避難確保計画の提出先について詳しく説明

7. 講習会の効果

	(H31.3)		(R2.3)
作成施設数:	約160施設	⇒	約380施設
作成率:	約3割	⇒	約6割



講習会の状況



国の雛形の説明

3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

講習会の開催予定や希望について

○いただいた意見（市町：第5回幹事会）

- ・ 想定最大規模の浸水想定区域図における対象施設が確認でき次第、開催したい。
- ・ 令和2年度、2年度秋、3年度中など複数市町が講習会の実施を希望。
- ・ 浸水区域の改定により、新たに対象となる施設から講習の要望があれば、講習を行うが、その際には県からの説明も希望する予定。
- ・ 未策定機関が少数なので、個別に指導を行う。

○県が考える課題

- ・ 昨年度の洪水浸水想定区域の変更や、現在県で実施している高潮浸水想定区域の作成に伴い、対象施設が増えることが想定されるため、新たに区域にかかる施設を対象とした取り組みが今後の課題である。

3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

(3) その他の取組について

【県の取組紹介】施設の管理者向けパンフレット作成

【要配慮者利用施設管理者向けのパンフレット作成】

1. 作成の経緯

- ・水防法・土砂災害防止法の改正により、避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務付けされたが、施設管理者の認識が不十分である。
- ・施設管理者等への説明時に、計画の必要性等をまとめて提示できるものがない。

2. パンフレットの掲載内容

- ・法律改正の経緯、必要性
- ・避難確保計画の作成方法(国土交通省の資料紹介)
- ・避難確保計画等の市町の提出先 等

3. 作成にあたっての工夫点

- ・市町の防災部局や県の関係部局(学校、医療、福祉)の担当者に意見照会を行った。
- ・国土交通省が作成している資料を参考にした。
- ・各種問合せ先を掲載した。

4. 活用状況

- ・市町や関係部局に配布し、講習会や個別訪問等で活用



パンフレット



講習会での活用

3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

【県の取組紹介】（出前講座事例）福祉関係市町担当者研修会への参加

【講習会の概要】

1. 開催日時: 令和2年2月25日 14時30分～14時40分
2. 開催機関: 健康福祉部子ども家庭課
3. 開催場所: 県庁本館12階大会議室
4. 対象者: 市町の保育事務担当者 約28人
5. 主な内容
 - ・水防法・土砂災害防止法の改正による、避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務付けの周知
 - ・作成率の向上に向けて、市町防災部局との連携や監査等による指導を改めて依頼
6. 講習会で工夫した点
 - ・限られた説明時間の中で、県で作成したパンフレットを活用し、効率的に内容を伝えることができた。



講習会の状況



パンフレットの活用状況

3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

【県の取組紹介】 高齢者の避難行動に対する理解促進 地域包括支援センター・ケアマネージャーとの連携

高齢者の避難行動の理解促進に向けて健康福祉部長寿社会対策課と調整し、日頃から高齢者の生活を支援している地域包括支援センター・ケアマネージャーに対し、ハザードマップを活用した出前講座等を実施した。

【地域包括支援センター研修会】

- 開催日時： 令和2年2月20日 14時30分～15時50分
- 参加機関： 12市町の地域包括支援センター職員 22人
- 項目： 水害・土砂災害に備えて（講義 50分）
マイタイムライン作成のコツ（グループワーク 30分）
- 内容： ・水位・雨量等の防災情報や地域の危険性の確認方法
・住民の避難行動に関する注意事項
・ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成演習
・県で作成した防災リーフレットを配布し、ハザードマップ等とあわせてセンターに掲示するよう依頼 等

【ケアマネージャー研修会】

- 開催日時： 令和2年2月21日 午後16時00分～午前16時15分
- 参加機関： 民間施設の主任介護支援専門員（主任ケアマネージャー等） 184人
- 項目： 水害・土砂災害に備えて（講義 15分）
- 内容： ・水位・雨量等の防災情報や地域の危険性の確認方法
・住民の避難行動に関する注意事項 等

【要望のあった内容】

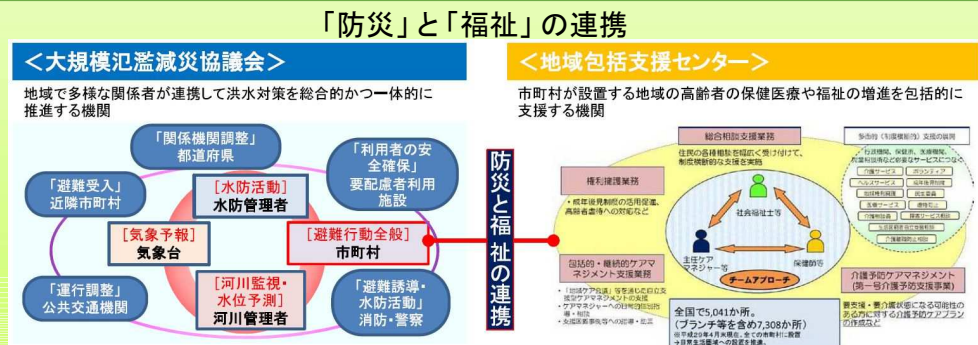
市町からのハザードマップの提供や、高齢者を対象とした講習会等への協力



【地域包括支援センター研修会】 グループワークの様子



【ケアマネージャー研修会】 講義の様子



3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

【県の取組紹介】 防災教育の促進

学習指導要領の変更により、令和2年度より自然災害に関する内容の学習が、小学校4年生から必須となり、自然災害への様々な取組み等について学んでいく。

今後、学校関係者からの要望等に応じて、市や県が協力して防災教育へ取り組む。

【防災教育のポイント】

- ・自助、共助、公助について
- ・県内の過去の災害事例
- ・ハード対策（河川改修工事、土砂災害対策工事 等）
- ・ソフト対策（ハザードマップ、かがわ防災Webポータル 等）
- ・地域の取組み（自主防災組織、地区防災計画、防災訓練 等）
- ・避難行動（日頃の備え、マイタイムライン 等）

【県の取組み】

- ・学校への出前講座
- ・教育副読本の作成

【市町の取組み 例】

- ・学校への出前講座
- ・地域の関係機関等との連携（自主防災組織等）
- ・防災訓練での連携



出前講座の状況



降雨体験車の派遣



教育副読本

3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・避難訓練実施の促進

【参考】防災教育の促進 防災教育に関する各種資料

【土砂災害の防止のための対策に関する基本的な方針のあり方について 答申(案) 土砂災害防止対策小委員会】

防災教育を受けた地域の生徒が家族へ避難を促したことにより、土砂災害から逃れた事例がある一方で、立ち退き避難しなかった理由としては、「自宅の土砂災害の危険性は低いと思っていたから」などがあり、住民等が土砂災害の危険を十分に理解していないことにより、避難行動をとっていない可能性がある。



防災教育が奏功し、難を逃れた事例があったことから、住民等の土砂災害への理解を深め、避難の実効性を高めるため、引き続き関係機関とも連携し、防災教育の取り組みを促進すべきである。

【自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について(依頼) 令和元年12月5日付け元教参学第31号文科省】

1. 学校保健安全法に基づく取組について (抜粋)

(1) 学校における取組

② 実践的な防災教育の実施

防災を含む安全に関する教育については、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助・共助・公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。その際、学校においては、「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育を推進することが求められます。また、学校は日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助・公助」の視点から防災教育を推進することが必要です。

4 水害・土砂災害危険性の周知について

4 水害・土砂災害危険性の周知について

(1) 水害危険性の周知促進

①危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの増設方針

令和元年度の設置方針

○危機管理型水位計

①水位周知河川に指定している河川のネック箇所（18箇所）

⇒基準水位観測所は、必ずしもネック箇所に位置しているわけではないため、水位設定の精度向上や水位周知区間の分割を検討するとともに、水防団等が把握している危険箇所の現地確認をする負担や危険を軽減するために設置

②水位周知河川以外でも地域の避難や水防活動開始の指標となる箇所（10箇所）

⇒水位周知河川の指定候補、旧市町ごとに代表的な箇所

○簡易形河川監視カメラ（10箇所）

⇒水位周知河川のネック箇所では設置されていない箇所

令和2年度の設置方針（案）

○危機管理型水位計（22箇所）

⇒H31要望箇所のうち通常の水位計や危機管理型水位計を全く設置していない河川

○簡易型河川監視カメラ（6箇所）

⇒水位周知河川の水位設定において検討対象であったネック箇所では設置されていない箇所

危機管理型水位計の今後の設置希望、設置の考え方について

○いただいた意見（市町：第5回幹事会）

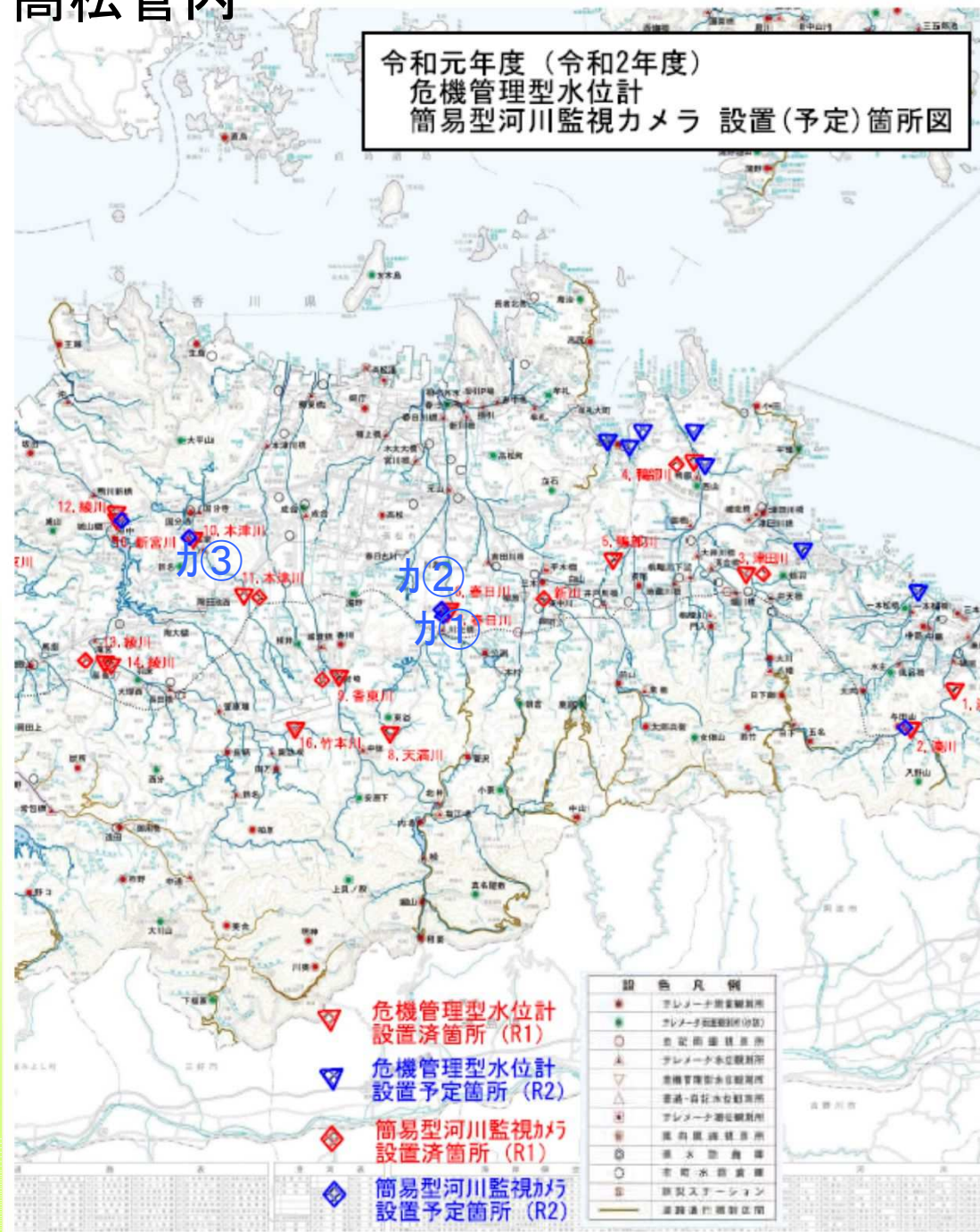
- ・ 周辺の浸水実績のある河川に設置して欲しい。
- ・ 浸水する河川にカメラを設置して欲しい。
- ・ 住民にわかりやすいような水位計設置箇所の名称にして欲しい。
- ・ 水位周知河川以外の県管理河川にカメラを設置して欲しい。
- ・ 市町が希望する位置に設置して欲しい。
- ・ 県河川の未設置箇所に設置して欲しい。
- ・ 危機管理型水位計について、水位データの活用方法の整理・周知を行う。

○対策案

- ・ 今後も、真に必要な設置箇所等について、関係者で協議しながら検討していく。

高松管内

令和元年度（令和2年度）
危機管理型水位計
簡易型河川監視カメラ 設置(予定)箇所図



簡易型河川監視カメラ
R2設置予定箇所

- か① 春日川 稗田橋
- か② 春日川 池田橋
- か③ 本津川 山内橋

危機管理型水位計
R2設置予定箇所

無し

詳細な設置箇所について
再度現地確認します

長尾管内

令和元年度（令和2年度）
危機管理型水位計
簡易型河川監視カメラ 設置(予定)箇所図

簡易型河川監視カメラ
R2設置予定箇所

加① 湊川 北原橋

危機管理型水位計
R2設置予定箇所

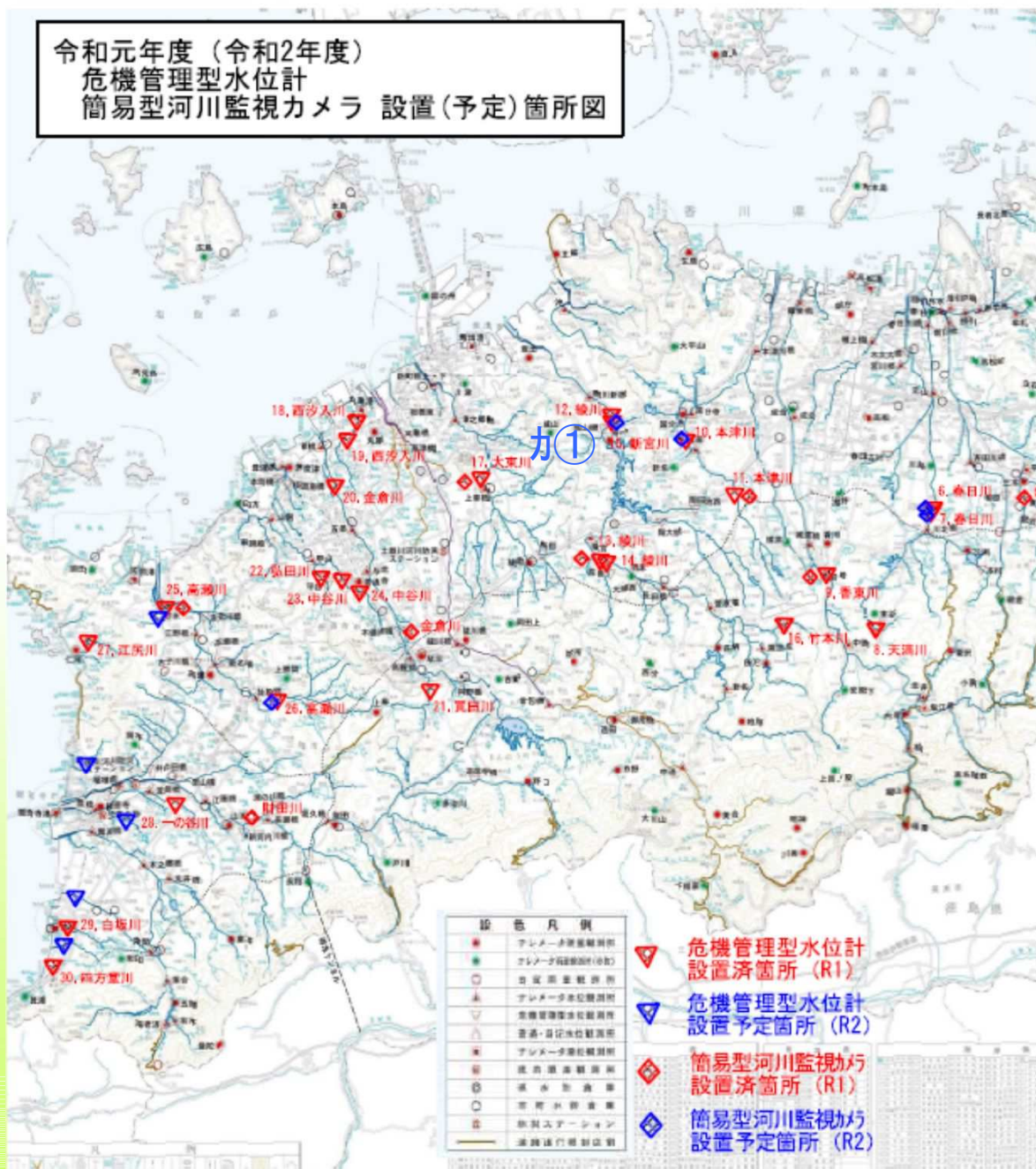
設 色 凡 例	
●	テレメータ雨量観測所
●	テレメータ雨量観測所(8時)
○	自記雨量観測所
▲	テレメータ水位観測所
▽	危機管理型水位観測所
△	普通・自記水位観測所
■	テレメータ潮位観測所
⊙	風向風速観測所
⊙	洪水警備庫
○	市野水防倉庫
S	防災ステーション
—	道路通行規制区画

- ▽ 危機管理型水位計
設置済箇所 (R1)
- ▽ 危機管理型水位計
設置予定箇所 (R2)
- ◇ 簡易型河川監視カメラ
設置済箇所 (R1)
- ◇ 簡易型河川監視カメラ
設置予定箇所 (R2)

- ① 西村川
- ② 西代川
- ③ 川古川
- ④ 天神川
- ⑤ 弁天川
- ⑥ 大橋川
- ⑦ 玉浦川

詳細な設置箇所について
再度現地確認します

中讃管内



簡易型河川監視カメラ
R2設置予定箇所

カ① 綾川 新宮川合流点

危機管理型水位計
R2設置予定箇所

無し

詳細な設置箇所について
再度現地確認します